

(お客様向け) スマートメンテナンスサービス規約 (1)

この約款は、お客様とサービス提供会社である加入証記載の取扱店（以下、「取扱店」といいます。）およびSolvvy株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で、当社が提供する太陽光発電システム機器のメンテナンスサービス「スマートメンテナンスサービス」（以下、「本サービス」といいます。）に関する契約の細目について定めることを目的とします。

第1条 (用語の定義)

この約款において、次の各号に定める用語は、それぞれ以下の定義にしたがいます。

(1)「加入証」とは、当社がお客様に対して発行する、本サービスの加入者であるお客様のお名前、メンテナンス対象機器および本サービスの開始日等が記載された書面をいいます。

(2)「対象物件」とは、加入証に記載されるメンテナンス対象機器が設置された建物をいいます。

(3)「メンテナンス対象機器」とは、対象物件に設置される太陽光発電システム機器のうち、本サービスの対象となる以下の機器をいいます。

①太陽電池モジュール・架台・接続箱・ケーブル

故障・不具合発生時点で、メーカー保証開始日より20年以内の製品が本サービスの適用条件となります。なお、自然災害による故障・不具合については、経年に関する適用条件はありません。

②既設パワーコンディショナ

※ハイブリッド蓄電システムの場合は対象外

※モニター・コミュニケーションユニットは対象外

故障・不具合発生時点で、メーカー保証開始日より15年以内の製品が本サービスの適用条件となります。なお、自然災害による故障・不具合については、経年に関する適用条件はありません。

※メンテナンス対象機器に、新規設置した蓄電システムは含みません。

第2条 (本サービスの提供期間)

本サービスの提供期間は、取扱店が新規に設置したメンテナンス対象機器の設置工事完了日から5年後の応当日16時までとし、加入証に記載します。

第3条 (本サービス内容)

当社は、取扱店が販売・施工していない太陽光発電システム機器であっても、対象物件に既に設置されたメンテナンス対象機器に故障・不具合が発生したときは、お客様から修理の申し出を受け、当該申し出が次の各号の定めに該当することを確認したうえで、メンテナンス対象機器に対する点検サービス・修理交換等のメンテナンスサービスを提供します。

(1) メンテナンス対象機器に故障・不具合が発生した日およびお客様が当社に対して修理の申し出を行った日のいずれも本サービスの提供期間内であること

(2) 第5条の定めに該当しないこと

2. 当社は、本サービスの提供にあたって、お客様を被保険者とし、メンテナンス対象機器を対象とした損害保険契約に加入するものとし、お客様はこれに同意するものとします。

3. 当社は、前項の損害保険契約の適用事由に該当することが確認できない場合およびお客様と当社の間で修理の範囲、お客様の負担するべき費用、損害の有無・範囲等について意見が相違する等した場合は、メンテナンス対象機器の修理の実施を留保することができるものとします。

4. 第2項の損害保険契約において適用対象外となる事由による故障・不具合については、本サービスの対象外とし、お客様がメンテナンス対象機器の修理費用等をご負担することについて承諾したときに限り、当社は修理を行うこととします。

第4条 (修理限度額)

本サービスにおける修理限度額は、メンテナンス対象機器のシステム容量ごとにそれぞれ「(別表) 修理限度額」のとおりとし、修理費用等が修理限度額を超える場合には、当社はその旨をお客様に通知し、お客様が修理限度額を超える修理費用等のご負担について承諾したときに限り、当社が修理を行うこととします。なお、お客様による修理の申し出を受けた後、故障・不具合が解消され、メンテナンス対象機器が正常な状態で使用可能となるまでの一連の修理・交換等の作業を1回当たりの修理とし、メンテナンス対象機器に生じた故障・不具合箇所の数、作業が完了するまでの日数および対象物件への出張回数を問いません。

2. 前項の修理費用等の範囲は、次の各号のとおりとします。

(1) メンテナンス対象機器を補修、部品の交換等により修理する場合には、部品代、人件費、交通費および運搬費を合計した金額を修理費用等とします。

(2) メンテナンス対象機器を同一機種または同等品と交換する場合には、当該代替品の購入価格（修理を実施するときの市場価格とします。以下、同様とします。）と設置費用（人件費、交通費および運搬費その他設置のために要する費用を合計した金額をいいます。以下、同様とします。）の合計額を修理費用等とみなします。

3. メンテナンス対象機器の修理は、補修、部品の交換等により修理することを原則としますが、前項(1)に定める修理費用等が、前項(2)に定めるメンテナンス対象機器と同一機種または同等品の購入価格と設置費用の合計額を上回る場合には、修理限度額を上限に、当該同一機種または同等品を代替品として交換します。

第5条 (本サービスの対象外となる故障・不具合および損害)

次の各号に定める故障・不具合および費用・損害は、本サービスの対象外となります。

(1) メーカー保証、延長保証、火災保険もしくは建設工事保険等の損害保険契約またはこれらに類似する契約の対象となる故障・不具合

(2) メンテナンス対象機器のメーカーがリコール宣言を行なった後における、リコールの対象となったメンテナンス対象機器の故障・不具合。なお、リコールとは設計・製造上の過誤などにより製品に欠陥があることが判明した場合に、無償修理・交換・返金等の措置を行うことをいい、法令によるものと製造者・販売者による自主的なものを問いません。

(3) 地震、噴火、津波、地盤変動、地盤沈下、凍結、風災、雹災、雪災、水災、盗難、建物の外部からの物体の落下飛来・接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触による故障・不具合

(4) ガス害、塩害、公害、異常電圧、異常ガス圧、異常水圧、異常温度または燃料・給水の供給事情による故障・不具合

(5) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似する事変または暴動（群衆または多数の者の集団行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）による故障・不具合

(6) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に基づく事故による故障・不具合

(7) 修理のためにメンテナンス対象機器を対象物件から移動させる必要がある場合の故障・不具合

(8) メンテナンス対象機器の故障・不具合に起因する身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）もしくは他の財物（ソフトウェアを含みます。）の故障・不具合または損傷によりお客様が負担する損害

(9) メンテナンス対象機器の故障・不具合に起因し、メンテナンス対象機器その他の財物が使用できなかったことによってお客様が負担する損害

(10) メンテナンス対象機器本体の故障・不具合と判断できない場合の故障・不具合

(11) 風雨、雪雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏り等も自然災害に該当しない事由による故障・不具合

(12) お客様、お客様と同居の親族、メンテナンス対象機器の使用もしくは管理を委託された方または発電事業者等の第三者の故意による故障・不具合

(13) 第三者による差押え、没収、収用等のほか、国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害

(14) メンテナンス対象機器の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、かび、変色、変質、さび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱またはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害

(15) メンテナンス対象機器に対する清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた故障・不具合

(16) メンテナンス対象機器に加工を施した場合の損害

(17) メンテナンス対象機器の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、当該メンテナンス対象機器が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(18) 格落ち（対象製品の価値の低下をいいます。）によって生じた損害

(お客様向け) スマートメンテナンスサービス規約 (2)

- (19) 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- (20) 温度、湿度の変化もしくは空気の乾燥または酸素の欠如によって生じた損害
- (21) 修理費用等に航空運賃が含まれている場合の、航空輸送によって増加した費用
- (22) 機械、設備、ソフトウェア、ネットワーク等における日時認識エラーが原因でこれらのものに誤作動や故障が発生した結果で生じた損害
- (23) メンテナンス対象機器の製造者、販売者または施工業者が、発電事業者に対して法律上または契約上の責任を負うべき損害
- (24) 不当な修理、改造または取付けによって生じた損害
- (25) 電源周波数 (Hz) の変更に伴う改造、修理によって生じた損害
- (26) メンテナンス対象機器が譲渡された場合または部品交換を伴わない故障・不具合の修理を行った場合の費用
- (27) お客様または発電事業者が、本サービスにおいて当社が指定する修理業者以外へ修理を依頼された場合の費用
- (28) 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに準ずる物のみに発生した損害
- (29) 防音材、フィルター類、酸素富化膜、乾電池、充電電池、電球、替刃、針等の消耗部品のみに発生した損害
- (30) 外装部品、保険対象以外の設備部品 (ケーブル、コード、アダプター等の配線類、配管等、循環金具、パッキン類、その他施工部材等をいいます。) に関する費用
- (31) 外來の事故に直接起因しない、メンテナンス対象機器の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- (32) その他前各号に準じる故障・不具合および損害

第6条 (メンテナンス対象機器の変更)
本サービスに基づくメンテナンス対象機器と同一機種または同等品へのメンテナンス対象機器の交換、またはお客様による設備機器の購入等によりメンテナンス対象機器の内容に変更が生じる場合には、お客様からの書面による申し出および当社による承諾を必要とします。当該申し出および承諾がなされない間は、内容変更後のメンテナンス対象機器に故障・不具合が生じた場合であっても、本サービスの対象とはなりません。

第7条 (本サービスの終了)
次の各号に定める事由に該当した場合、本サービスは、自動的に終了するものとします。
(1) お客様がメンテナンス対象機器または対象物件を第三者に譲渡した場合。ただし、当社の書面による承諾があった場合はこの限りではありません。
(2) お客様が、メンテナンス対象機器または対象物件を廃棄、撤去または取り壊した場合
(3) 本サービスに付帯する損害保険契約が終了した場合
2. 次の各号に定める事由に該当した場合には、当社は、何らの催告を要せずして本サービスを終了することができます。
(1) お客様が、次条に定める確約に違反している場合
(2) お客様が、この約款の定めに従った場合その他本サービスを継続しがたい事情が発生した場合

第8条 (反社会的勢力の排除)
お客様は、自己またはその代理人もしくは媒介者 (以下、「関係者」といいます。) が、現在、次のいずれの者 (以下、「反社会的勢力」といいます。) にも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
(1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下、「暴対法」といいます。)) 第2条第2号に規定する暴力団をいいます。
(2) 暴力団員 (暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。)
(3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
(4) 暴力団準構成員
(5) 暴力団関係企業
(6) 総会屋等
(7) 社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
(8) 前各号に定める者と密接な関わり (資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。) を有する者
(9) その他前各号に準じる者
2. お客様は、自らまたはその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動 (自己またはその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。) をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準じる行為

第9条 (お客様の個人情報)
お客様の個人情報 (個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第2条第1項に定めるものをいいます。以下、同様とします。) は、当社の定める個人情報の保護方針 (プライバシーポリシー等名称の如何を問いません。) にしたがって管理されるものとします。

第10条 (損害賠償)
本サービスの利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由に基づきお客様が損害を被った場合、当社の損害賠償責任の範囲は、本サービスの利用料金を限度とし、間接損害、特別損害および逸失利益については予見可能性の有無を問わず損害賠償責任を負わないものとします。

第11条 (約款の変更)
当社は、この約款を変更することができます。この約款を変更する場合、当社は、お客様への通知または当社のウェブサイト等にてこの約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を告知します。

第12条 (この約款に定めのない事項)
この約款に定めのない事項については、お客様および当社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

第13条 (裁判管轄)
この約款および本サービスに関して、お客様と当社との間で紛争が生じた場合は、訴額に応じ、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 (準拠法)
この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

以上

(別表) 修理限度額

パネル出力合計値		修理限度額 (税込)	
超	以下	ハイブリッド プラン	単機能プラン
0kW	1kW	100,000円	150,000円
1kW	2kW	300,000円	450,000円
2kW	3kW	500,000円	750,000円
3kW	4kW	700,000円	1,050,000円
4kW	5kW	900,000円	1,350,000円
5kW	6kW	1,100,000円	1,500,000円
6kW	7kW	1,300,000円	
7kW	15kW	1,500,000円	